

## 【エクアドル経済：2009年5月】

### 1. 国内経済

#### (1) 失業連帯体制・準備基金月極法

##### (a) 経緯:

19日、立法・査察委員会は失業連帯体制・準備基金月極法(Ley para el Pago de Mensual del Fondo de Reserva y Regimen Solidario de Cesantia)を賛成票46を以て可決した。同法案はコレア大統領に再度差し戻され、同大統領の承認が得られれば官報に掲載の上発効となる。

##### (b) 準備基金制度(fondo de reserva):

雇用企業主が労働者の退職失業給付金として、労働者給与の8.33%相当を準備基金とし、社会保障庁(IESS)に毎年積み立てる義務を有する制度である。2年間職務に従事した労働者は同基金を受給する権利を有する。

##### (c) 改正ポイント:

毎月、雇用企業主は労働者給与の8.33%相当を準備基金として社会保障庁(IESS)に積み立てることを義務づけ、労働者が社会保障庁(IESS)への積み立てを望まない場合、労働者は(毎月直接)受給することができる。右基金は所得税には計上されない。

また、社会保障制度(IESS)に2年間(24ヶ月)以上加入している労働者は、失業した際に失業連帯保証金として、国家統計調査局(INEC)が12月に公表する基本生活維持費(Canasta basica familiar)の二倍を超えない額を(1ヶ月のみ)受給する権利を有する。

#### (2) 国家資産申告

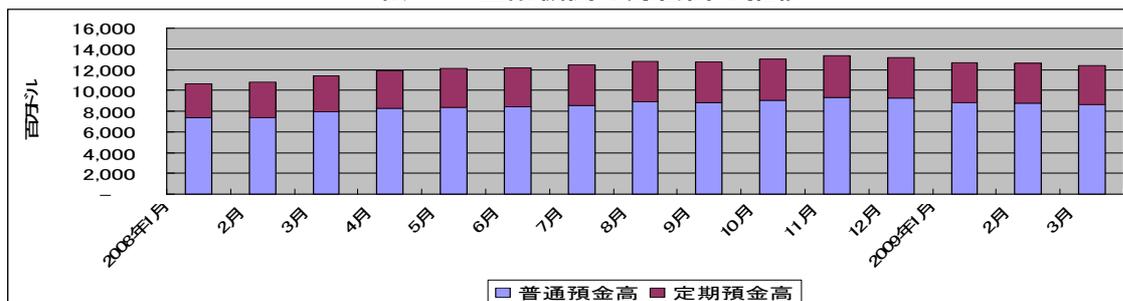
10日、国税庁(SRI)は国民資産申告の受付を開始した。2009年1月1日時点に於いて個人総資産20万ドル以上(夫婦の場合40万ドル以上)を有するエクアドル国民及び当国在住の外国人は国税庁(SRI)に個人総資産申告をしなければならない。本措置は2009年より実施される。同申告は所有する全ての不動産・動産及び負債に対し適用される。なお、個人総資産にはエクアドル国外の資産も含まれ、資産所在国で無課税の場合課税対象となる。

#### (3) 金融事情

##### (a) 金融機関貯蓄高

2008年後半から始まった経済不況の影響を受け、2008年11月以降、当国金融機関の貯蓄高が減少傾向にあり、3月現在の金融機関総貯蓄高は123億7,900万ドル(2008年11月比:133億7,210万ドル(5.9%減))となっている。現在、当国に存在する金融機関は、1999年の経済危機を乗り切った経験を有しており、不良債権も少なく、また資金流動性も高い。金融機関の信頼度は高いが、コレア大統領が脱ドル化政策を断行するのではないかと、国民の間に不安感が広がっており、貯蓄を引き出す国民も増加傾向にあり、金融機関貯蓄高の減少を招いている。

表 1: 金融機関の貯蓄高の推移

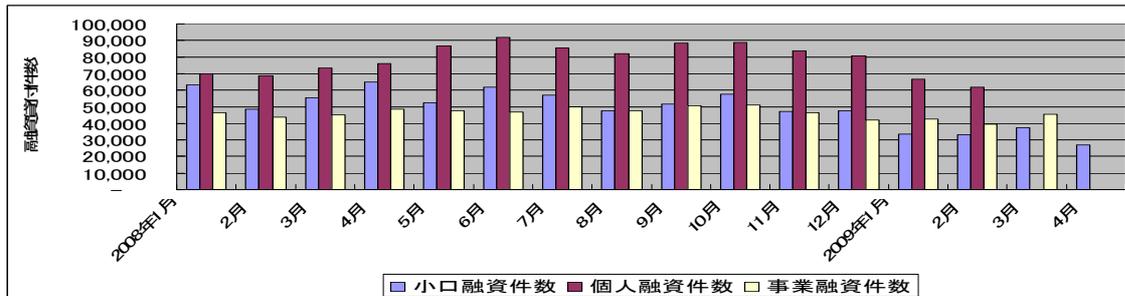


(出所: 銀行監督庁)

## (b)融資貸付減少

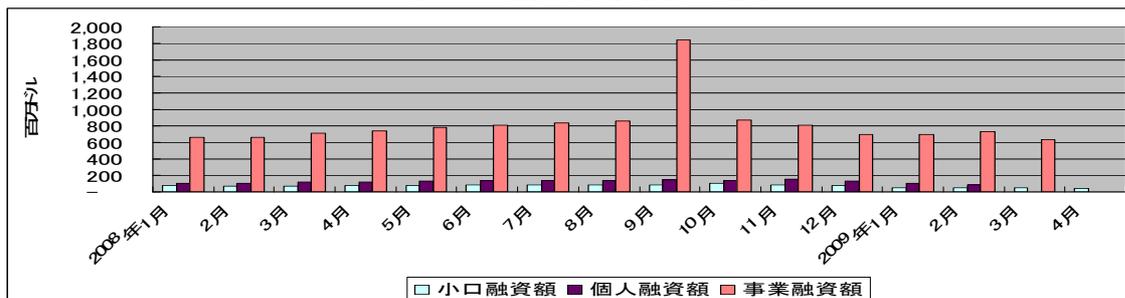
当国金融機関の融資貸付も減少傾向にある。3月、承認された事業融資月間件数4万5,289件・月間額6億3,600万ドル(2008年10月比件数11.2%減・額27.1%減)、個人融資月間件数6万1,993件・月間額8,500万ドル(2008年10月比件数30.3%減・額40.1%減)、小口融資月間件数3万7,207件・月間額5,100万ドル(2008年10月比件数35.4%減・額51%減)となっており、この減少傾向は当面続くものと思われる。更なる資金流動性の減退が危惧され、資金繰りが苦しくなった企業が増加している。

表 2: 融資貸付件数の推移



(出所: 銀行監督庁)

表 3: 融資貸付総額の推移



(出所: 銀行監督庁)

## (4)石油事業

### (a)アイバンホー社:ブロック 20 石油鉱区

25日、エクアドル石油公社は、プンガラヤク鉱区(ナポ県)を含むブロック 20 石油鉱区を契約者であるアイバンホー社に正式に引き渡した。

2008年10月9日、アイバンホー社はエクアドル石油公社と同鉱区の重質油開発に向け石油開発権契約を締結した。契約有効期限は30年間。契約形態はサービス契約であり、1バレルの原油採掘に対し、37ドル(同石油公社よりアイバンホー社に対し)支払われることとなる。同鉱区の開発に総額40億ドルが投資され、日量12万バレルを超える原油(API8~12度の重質油)生産を見込んでいる。現在、当国の日量原油生産量は約50万バレルであり、同計画は当国最大の原油採掘計画となる。アイバンホー社は石油開発を実施するにあたり、環境影響調査を行い、当国環境省の承認を得ている。

### (b)ブロック 4 石油ガス田鉱区

8日付官報を以て、グアヤス県、サンタエレナ県、マナビ県の石油ガス開発計画が承認された。20日、ベネズエラ石油会社(PDVSA)がグアヤキル湾プナの天然ガス田開発に向け環境影響調査を開始した。同公社は開発に3,200万ドル投資する予定である。同鉱区の天然ガス埋蔵量は1,300万トンと推定されている。

### (c)ITT (Ishpingo-Tambococha-Tiputini) イニシアティブ

当国政府が国際社会に対して提唱中の環境保護イニシアティブ、アマゾン地域ヤスニ国立公園内に位置するITT鉱区(面積約19万ヘクタール、推定石油埋蔵量920万バレル)の石油開発を行わないことにより、4.1億トンの二酸化炭素排出を防ぐことの代償として、当国政府は国際社会に対し年間3.4億ドルを要請していたが、上記要請に対する国際社会の反応が思わしくないことから、当国政府は、ヤスニ炭素債権(bonos de carbono)の発行を検討していた。

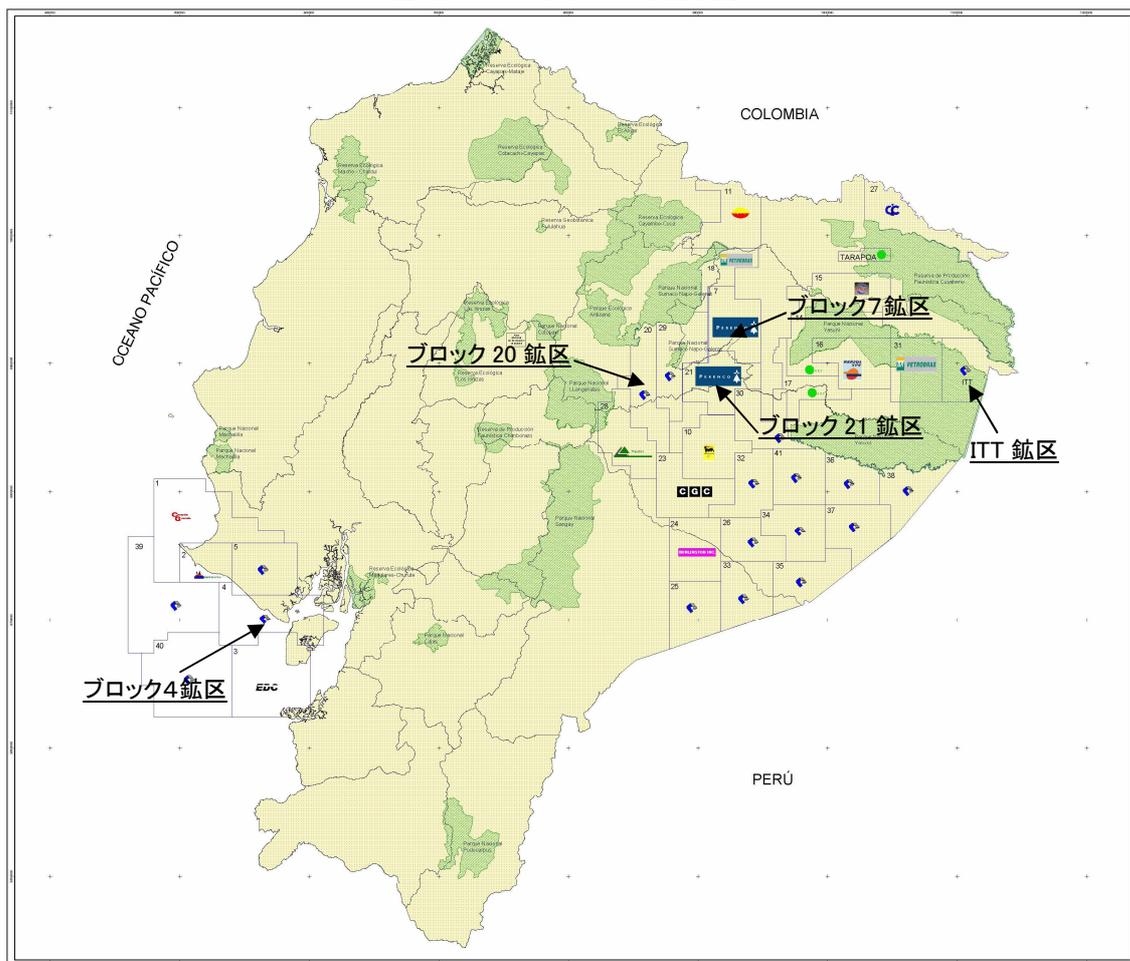
27日、コリア大統領はヤスニ炭素債権発行案を承認した。同案では、二酸化炭素1トン当たり17ドルの炭素債権を発効し、年間6億9,700万ドルを販売する予定である。しかし、同案は京都議定書に則ったものではなく、その成否は現在のところ不明である。

### (d)ペレンコ社: 接收原油競売

2月19日、エクアドル石油公社はペレンコ社(Perenco:仏)に対し、2006年4月から2008年11月迄の滞納となっている石油採掘権料3億2,746万ドルを、72時間以内に支払うよう勧告した。同社は右勧告に応じなかったため、3月4日、当国政府は同社操業ブロック7、21及びコカ・パジヤミノ(Coca-payamino)石油鉱区の操業を差し押さえ、生産した原油を当国政府が接收した。

15日、差し押さえた原油140万バレルにつき競売入札(50ドル/バレル)を実施したが、応じる企業は全くなく、入札価格を25ドル/バレルと引き下げ競売入札を再度実施する予定である。

地図 1: エクアドル石油鉱区



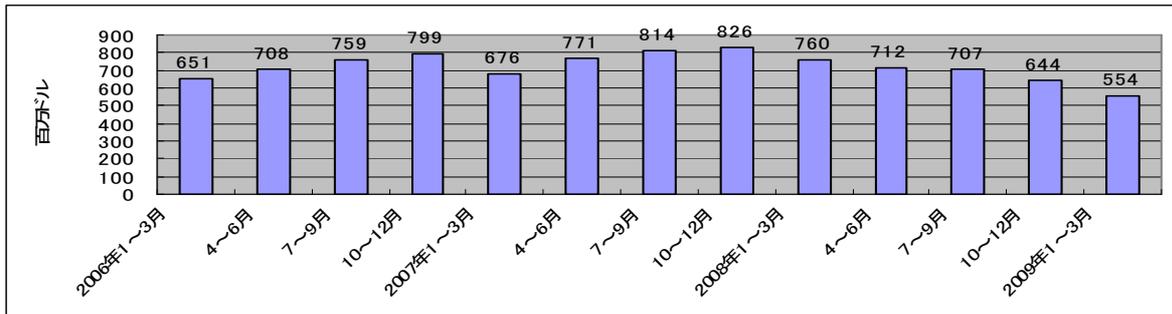
(出所: エクアドル石油公社)

## 2. 対外経済

### (1) 海外送金

2009年第一四半期、当国への海外送金額は5億5,450万ドル(前期:6億3,490万ドル)に達し、前期比13.9%減、前年同期比20.7%減となった。同送金額の2億2,010万ドル(45.1%)は米国、2億2,880万ドル(41.2%)はスペイン、4,540万ドル(8.2%)はイタリアからである。世界的経済不況による、世界的規模での失業率悪化を受け、過去三年間に於ける最低の記録となった。

表 4: 海外送金額の推移



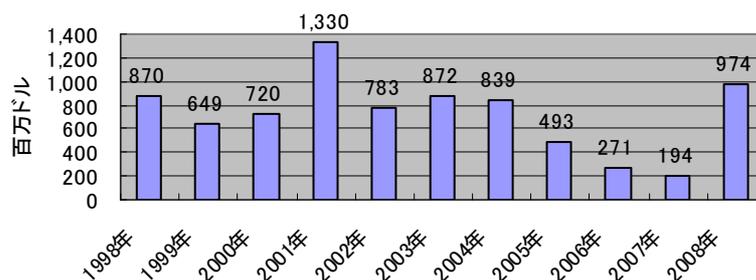
(出所: エクアドル中央銀行)

### (2) 海外直接投資(IED)

27日、国連ラテンアメリカ経済委員会(CEPAL)は「ラ米カリブ地域海外直接投資(La inversion extranjera directa en America Latina y Caribe 2008)」を公刊した。

2008年の当国への海外直接投資額(IED)は9億7,400万ドル(前年比404%増)と大幅な伸びを示した。2007年のエクアドルへの海外直接投資額は1億9,300万ドルと南米10ヶ国中最低であったが、2008年はボリビア、パラグアイを抜き南米10ヶ国中第8位の投資額となっている。客年、通信(特に携帯電話事業)及び運輸の分野で約80%以上の投資額増となっている。しかし、2009年のラ米全体への海外直接投資額は、世界的経済不況により客年比の35%~45%減となると見込まれている。

表 5: 海外直接投資額の推移



(出所: エクアドル中央銀行)

### (3) 対外債務: グローバル国債 2012 及び 2030 の買戻し

4月20日、ビテリ財務大臣はグローバル国債2012及び2030の債権者に対し、オランダ式変換競売(Modified Dutch Auction: 国債を現金化するための競売)を以て、同国債を買戻しする旨を発表した。当国政府は同国債の取引価格を額面価格の最高30%(最低価格29.5%+変動幅0.5%)と設定し競売取引を行い、米貨ドルへと換金するとし、上記競売は20日から行われ、ヨーロッパ時間の5月15日18:00迄とし、当国政府が債権者の価格提示に応じるかどうかの回答は、

5月26日頃に発表する予定としていた。

26日、ビテリ財務大臣は「グローバル国債2012及び2030の債権者に対し行っていた同国債買戻し競売の期限を6月3日迄とする。期限延長は右競売交渉を行っている債権者の要望により実施したものである。競売提示期限(6月3日)以降、最終的な交渉結果を得るため右提示内容を分析・作表を実施する予定。このプロセスは6月12日に予定されている。当国政府の買戻し競売上限額は35%とする。右上限額は(当国政府が)支払うことが出来る上限である」と発表した。

#### **(4) 第153回OPEC臨時総会**

28日、オーストラリアに於いてOPEC臨時総会が行われた。右総会では、現在の生産量の水準を当分の間維持することが決定された。加盟各国は、原油市場の安定と自らの利益を危うくする可能性のあるどのような事柄にも迅速に対応すると同時に、個々に合意した生産量割り当てを堅く遵守することを再確認した。次期定例総会はウィーンで9月9日に予定されている。

**※以上は、当地新聞情報をとりとめたものです。**